

川崎市契約規則の一部改正について

1 改正概要

少額な予定価格の契約まで競争入札を行うことにより地方自治体の事務量が増大し、能率的な行政運営が阻害されるおそれがあることから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号において、契約の種類に応じて定める基準額の範囲内で地方公共団体の規則で定める額を超えないときは、例外的にいわゆる「**少額随意契約（※）**」を可能とする制度が設けられている。

昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、**基準額の引上げを行うことを決定**し、国の調達に関わる予算・決算および会計令と、地方自治法施行令を改正するための政令を**令和7年3月25日に閣議決定し、4月1日に施行された**。以上のことから、**本市における「川崎市契約規則」においても「少額随意契約」が可能となる基準額を引き上げるために改正を行うもの。**

（※）契約の種類に応じた一定金額以下のものについて、一律、競争の方法によることなく、特定の者から見積書を徴取することで契約を締結する契約方式

契約の種類	川崎市契約規則	（参考）国（地方自治法施行令）
	現行の金額	改正後の基準額（改正前の基準額）
1 工事又は製造の請負	250万円	400万円（250万円）
2 財産の買入れ	160万円	300万円（160万円）
3 物件の借入れ	80万円	150万円（80万円）
4 財産の売払い	50万円	100万円（50万円）
5 物件の貸付け	30万円	50万円（30万円）
6 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円	200万円（100万円）

2 今後のスケジュール

- 令和7年 4月17日～5月16日 パブリックコメントを実施
- 令和7年 5月下旬 パブリックコメント結果公表
- 令和7年 6月1日 川崎市契約規則改正 施行